

イラク ― 海外からの投資に関連する法律

2013年6月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ・ドバイ事務所
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Clyde & Co LLPから提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびClyde & Co LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびClyde & Co LLPがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP
Middle East Regional Office
PO Box 7001, Rolex Tower
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971 4 384 4004
E-mail： mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

イラク - 海外からの投資に関連する法律

本稿ではイラク法が定める(1) イラクでの外国投資、(2) 会社の種類、(3) 起業手続、(4) 税制度、(5) 雇用に関する情報を提供します。

1 イラクでの海外資本投資

2006 年投資法第 13 号 (IL No.13) は、(i) 原油、ガスの採掘および製造業、(ii) 金融および保険業を除き、国内資本および外国資本によるすべての投資について定めています。IL No. 13 は、投資家に非常に有利な待遇を与え奨励しています。クルド地方政府 (KRG) は、独自の投資法 2006 年第 4 号を定めていますが、やはり投資家に手厚い待遇を与えています。

これら、イラク連邦およびクルド地方政府の投資法はいずれも、海外の民間企業によるイラクでの投資を推奨し、これら投資家のイラクにおける利益を保護することを目的としています。

投資事業は、外国資本による独資で起業することができます。外国投資家に与えられる待遇や特権の中には、投下資本の本国送還の権利、国有化や没収からの保護、最長 50 年間の投資事業を目的とする借地権、一定期間の納税、関税の免除などが含まれます。また、ILNo.13 の改正後、住宅建設事業を目的とする場合に限り、NIC (国家投資委員会) の合意を得た上で、(特別に) 外国投資家による公有地の買収が可能となりました。

外国投資家は、その投資事業のために外国人労働者を雇用することができます。投資事業に必要な最低資本額は US\$250,000 とされています。投資家に課される特定の義務もあります。

IL No. 13 は、イラクにおける投資事業に対し投資許可を与える NIC を設置しています。同法は、地方および行政区域の両方に投資委員会を設けています。

2 事業所の種類

1997 年イラク会社法第 21 号 (改正法) は、事業の種類によって、国内あるいは海外の投資家が設立できる事業所／団体の種類を区別しています。既述の例

外を除き、イラク法人は、100%外国資本で設立することができ、イラク人スポンサーの必要はありません。

事業所の種類：

(a) 株式会社 (Joint Stock Company - JSC)

JSC は、最大 25 人の出資者（個人あるいは法人）で設立することができ、出資者の責任は出資した資本に限定されます。JSC の株式資本は、公募株式として発行されますが、そのために JSC をバグダッド証券取引所に上場する必要はありません。官民合資 JSC（一部を公的株主が、一部を民間株主が所有）、民間 JSC（完全に民間株主による所有）のいずれも設立可能です。JSC は、株主総会で選ばれる取締役会が経営します。保険、再保険、金融投資会社は JSC として設立されなければなりません。

(b) 有限責任会社 (Limited Liability Company - LLC)

LLC は、最大 25 人の個人あるいは法人出資者で設立することができ、出資者の責任は、持ち株の額面価値に限定されます。官民合資 LLC、民間 LLC のいずれも可能です。

LLC の特徴として、(i) 会社法第 21 号は、一種類の株式に限り発行を認めており、会社法において授權未発行株という概念は存在しない、(ii) LLC は取締役会の設置は許されない代わりに、株主総会から与えられた権力・権利に従い会社の日常業務に責任を負う経営責任者と株主により株主総会を構成するという点があげられます。

(c) 連帯責任会社一組合 (Joint Liability Company - JLC)

JLC は、2 人以上、最大 25 人で設立することができ、出資者は会社に対し、無制限の連帯責任を負います。

(d) 個人経営企業 (Sole Owner Enterprise)

一個人が設立・所有する会社で、出資者は会社に対し、無制限の責任を負います。

(e) 支店 (Branch Office)

外国企業は、イラクの政府組織と結ぶ特定の契約の履行を目的に、支店を設立することができます。支店は、海外の親会社に付随するものと考えられ、独立した法人としては認められません。

(f) 駐在員事務所 (Representative Office)

駐在員事務所は、イラクで外国企業が事業推進、販売促進を行なうための活動の場となります。外国企業は、駐在員事務所を通じ、顧客開拓、市場調査、販売促進などの活動を行なうことができますが、契約の締結あるいは事業の運営を行なってはなりません。これらは、支店あるいはイラク法人を設立した場合に限り行なうことができます。

(g) 商業代理店 (Commercial Agency and Distribution)

イラク法は、外国企業が商品の輸入のために代理人を任命することは義務付けていませんが、外国企業が、イラクで恒常的な流通ネットワークを必要とする場合、商業代理店を任命することができます。

3 起業手続

イラクで海外企業が採用する最も一般的な二つの企業形態は、有限責任会社と支店です。登録手続に関する重要事項を以下にまとめます。

3.1 有限責任会社

LLC の登録には、まず、商工会議所に社名を申請することが必要です。社名は、アラビア語で、事業内容が分かるもの（”～総合商社” など）でなければなりません。ただしクルド地区では、LLC の社名はアラビア語でなくてもかまいません。社名の申請が済んだら、以下の書類とともに会社登録申請書を登録機関に提出しなければなりません。

(a) 会社定款あるいは契約書（会社憲章など）

(b) 初期資本として必要とされる 100 万 ID をイラクの銀行に預金し、その銀

行が発行する預金証明書（石油サービス会社に必要な資本はより高額です。）

- (c) 株主の身分証明書。株主が海外企業の場合、その株主の法人証明（親会社の法人設立認可証と会社約款）の写し。
- (d) 株主が会社の場合、新イラク法人の設立を認める取締役会の承認書が必要です。
- (e) イラクでの住所
- (f) イラクでの会社登録手続を代行する現地弁護士と、会社の経営責任者への委任状
- (g) 税務登録証、社会保障登録証

3.2 支店

海外企業による支店登録においても、下記の書類とともに登録申請を登録機関へ提出しなければなりません。

- (h) 親会社の法人設立認可証
- (i) 親会社の会社定款あるいは会社憲章
- (j) 前年度の親会社の監査済み資産報告書
- (k) (i) イラクでの支店設立、(ii) イラクでの業務運営を承認し、(iii) イラクでの統括管理者、法手続の代理人、会社登録のための代表者（いずれもイラクの居住者であること）を任命する親会社からの認可状
- (l) イラク支店の法的、財務的責任をすべて負うことを明らかにする親会社からの念書
- (m) イラク支店の統括管理者および登録手続を代行するイラク弁護士への委任状

(n) 親会社の経営者およびイラク支店の統括管理者のパスポート写し

(o) 政府組織との署名済み契約書

(p) イラクでの住所

(q) イラクで働くすべての外国人および地元の被雇用者の詳細を記した支店雇用書。これらは通常、税務局、社会保険省の社会保障局に提出します。

3.3 アラビア語以外の言語による書類はすべてアラビア語に翻訳されなければならない。書類によっては、親会社の本国での認証や公証が必要とされます。イラクでは、申請された LLC／支店の事業をどこの政府機関が管轄するかによって、特定のイラク官庁の承認が必要とされる場合もあります。海外株主に関し、法人化の前に、内務省の居住局の合意が必要です。

3.4 イラクでは、三つの会社登記所（CR）；バグダッドに 1 ヶ所、クルド地区に 2 ヶ所（エルビルとスレイマニア）あります。CR は、イラクの会社および支店の設立、監督において非常に重大な役割を果たしています。

3.5 1997 年会社法第 21 号（改正法）は、クルド地方を含むイラク全土で有効ですが、適用方法は、クルド地区とイラク連邦では異なる場合があります。

4 税務

外国投資家が留意すべき税金関連情報を以下にまとめます。

4.1 法人所得税

イラク連邦の法人所得税率は一律、所得の 15%とされています。ただし、石油会社および請負会社は 35%です。クルド地区では、石油会社を除き、すべての業種において一律 15%の税率が課されます。KRG の生産物分与協定（PSA）は、石油事業からの収入に課される法人税は、KRG 税務法が定める法人所得税率（15%）の対象となりますが、いかなる場合も 40%を超えてはならないと定めています。

イラクでの勤労所得あるいは勤労所得とみなされる所得は課税対象となります。これは、“イラクとの取引”（イラクと海外組織とが結ぶ契約に対する税算出方法 2008 年第二号を参照）ではなく“イラクでの取引”により生じる、あるいは生じるものとみなされる収入を意味します。以下のいずれかの事項がイラクで実行される場合、これらからの収入はイラクで発生したとみなされ、課税の対象となります。

(i) 業務が行なわれる場所

(ii) 商品の配達場所

(iii) 契約の締結地

(iv) 賃金の支払場所

イラクでの源泉徴収税率は、1.8%から 3.75%（例えば、食品供給は 1.8%、安全保障は 2.25%、食品以外の供給は 2.7%）、石油・ガス産業は 7%、非居住者への利息および使用料は 15%です。配当金に対する源泉徴収はありません。

4.2 所得税

イラク連邦では、個人（イラクに居住するイラク国民および外国人）の所得に対し累進税率（3%～15%）が適用されます。クルド地区では、個人の所得税には一律 5%が適用されます。

4.3 印紙税

わずかな印紙税が、特定の契約および手続に適用されます。税率は契約確定額の 0.2%です。

4.4 社会保障

社会保障および年金保険料は、被雇用者の収入の 17%で、そのうち 5%は被雇用者の負担、12%は雇用者の負担となります。石油・ガス会社が支払う保険料は 30%で、そのうち 25%は雇用者の負担、5%が被雇用者の負担となります。クルド地区での保険料は 17%です。雇用者は、これら保険料を算出、控除し、税

務局に送金する義務があります。

4.5 関税

課税率 5%

4.6 不動産

不動産からの年間収益に対し 9%が課税されます。

4.7 消費税 (VAT)

ホテルおよび飲食業に限り 10%が課税されます。

4.8 免税

既述のとおり、投資委員会から投資許可を得た投資事業は、特定期間、免税の対象となります。また、フリーゾーンからの輸入品、フリーゾーンへの輸出品も非課税です。さらに、石油会社とイラク政府の間に結ばれた契約に基づき、石油事業への投下を目的として、石油会社およびその請負会社が輸入した機材および製品にも、一定の免税が適用されます。

4.9 納税者は、税務局 (GCT) に登録し、納税者番号 (TIN) を取得する必要があります。

5 雇用

5.1 イラク人労働者の雇用

イラク労働法において、会社が雇用しなければならないイラク人労働者数に関する規定はありません。ただし、投資事業に対しては NIC の条件が適用され、投資事業に従事する労働者のうち少なくとも 50%はイラク国民でなければなりません。また、IL No.13 は、同法に従い運営する会社に対し、新規雇用において、イラク労働者を優先することを条件としています。会社は、必要とされる資格および資質を持つイラク労働者がいない場合、外国人労働者を雇用する権

利を有しています。

5.2 イラク労働法

民間および官民合同事業（公共事業以外）の雇用には、1987 年第 71 号労働法（労働法）が適用されます。雇用契約はすべてアラビア語（クルド地方ではクルド語も可）で表記される必要があります、被保険者の職務および給与が記載されなければなりません。労働法は、短期の試用期間を設けることを許可しており、試用期間中は雇用契約を解消することができます。試用期間後に雇用契約を解消することは難しく、そのためには特定の条件が必要とされ、場合によっては労働省の社会福祉課への申告も必要となります。労働法はまた、労働時間、年次休暇と傷病休暇の最低日数、雇用者および被雇用者の権利と義務について定めています。

5.3 居住許可と労働許可

労働法は、アラブ人とアラブ人以外の外国人労働者を区別していますが、実際、この点には疑問の余地があります。アラブ圏の国民は労働許可を必要とせず、雇用局への登録のみが必要とされています。一方、アラブ人以外の外国人労働者は、雇用者により労働社会保障省から労働許可を取得した場合に限り、就職できます。労働許可は一年間有効であり、更新が可能です。申請者の出身国によって、労働許可取得の必要条件が異なります。

労働許可は、イラクに渡航する前に、申請者の居住地あるいは出身地の国で申請されなければなりません。通常、到着時に入国ビザを取得することは不可能です。また、渡航理由および滞在期間によって、さまざまな異なる入国ビザがあります。

6 イラクでのビジネスに伴う困難

イラクでビジネスを行なうには一定の困難やリスクが伴うことを外国投資家は認識する必要があります、事業計画を策定する際には、それらを念頭に置かねばなりません。なかでも、イラク法と慣習との差異、汚職、治安リスク、官僚制度、煩雑な行政手続、貸出機関の資金不足、政治的リスク、地元労働者の技術不足などが主な問題です。従って、イラクで投資を行なう前に、法的・専門的ア

ドバイスを仰ぐことが重要です。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Clyde & Co LLP)